（六十五）	四―アミノジフエニル及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務	（略）
	一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三　四―アミノジフエニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	六月
（六十六）	四―ニトロジフエニル及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務	
	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　四―ニトロジフエニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	

別表第四（第三十九条関係）

	業務	項目
（一）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　（略） 二　ジクロルベンジジン及びその塩	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

（五十三）	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一　四―アミノジフエニル及びその塩 二　四―ニトロジフエニル及びその塩 三　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	（略）
	一　（略） （新設） 二　血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三　血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 （新設） 四　尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査	（新設）

別表第四（第三十九条関係）

	業務	項目
（一）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　（略） 二　ベーターナフチルアミン及びその塩	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査